

**民主党栃木県総支部連合会及び民主党・無所属クラブの2012（平成24）年度県当初予算
及び政策推進に関する要望に対する回答**

平成24年2月6日

本県においては、厳しい財政状況の中、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、県民満足度の高い県政の実現に向け、自律した行財政基盤の確立に取り組んでいる。

東日本大震災や円高等の影響もあり、平成24年度の県税収入は減となるが、地方交付税等を含めた一般財源総額については、平成23年度と同程度を確保できる見込みである。

平成24年度は、震災等からの復興を最優先の課題とし、本県観光地や農畜産物の風評被害対策をはじめ、原子力災害対策や県民生活の安定、経済・産業活力の回復などに積極的に取り組んでいくこととし、そのための財源の確保に努め、財政健全化と震災復興対策の両立を図っていく。

また、選択と集中による施策の重点化を進め、復興推進の基本ともなる「新とちぎ元気プラン」に掲げた重点戦略の着実な推進を図るほか、雇用対策など当面する県政の重要課題にも的確に応えていく。

- 重点的に取り組むもの
 - I 東日本大震災からの復興と原子力災害対策への積極的な取組
 - II 新とちぎ元気プランの着実な推進
 - 1 政策の基本「人づくり」
 - 2 暮らしを支える安心戦略
 - 3 明日を拓く成長戦略
 - 4 未来につなぐ環境戦略
 - 5 とちぎづくり戦略の推進に向けて

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
<p>【東日本大震災等関連事項】</p> <p>1. 福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染等の被害対策について</p> <p>福島第一原子力発電所事故による本県への放射性物質の飛散は、現在もなお様々な分野にその影響を及ぼしている。したがって、影響が及んだあらゆる分野における万全の対策を、可能な限り、そして一刻も早く講じていくことが、本県にとって当面の急務であることは論を待たない。</p> <p>これまでも本県では様々な対策を打ち出し、適宜実行してきたが、現在もなお新たな事案が発生しており、その都度、適切な対応が求められている。これらの事案から県民の安全・安心を確保する責務を第一義的に負うのは県であることから、国の対応の動向を注視することは重要であるが、何よりも即時性を求められることから、過度な国への依存は県民益を損ねかねない。</p> <p>したがって、まずは県がイニシアチブを発揮し、出来得る限りの対策を検討し、早急な実行を図るため、今後も以下の点に重点を置き、過日設置された原子力災害対策専門委員会からの意見とも整合させながら、さらなる対策の推進を図ること。</p> <p>① 農業や酪農・畜産業の分野における被害対策については、これまで一定の成果を上げてはいるが、今後も特に検査体制を強化し、未だ払拭されていない消費者の不安を取り除くことができるよう測定データ等の正確で迅速な情報開示や、風評被害対策の観点から、いわゆる安全宣言の県内外への効果的な発信等について、一層の工夫と継続的な実行を図ること。</p> <p>また、東京電力株式会社への原子力損害賠償請求に向けた対応については、既設の「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会」の活用により加速化を図るとともに、その実施進捗状況を関係機関や関連団体にも適宜提供し、情報の共有化も図ること。</p> <p>さらに、現在も懸案である汚染された「稲わら」や「堆肥」等の一時保管については、当事者をはじめ周辺住民等の安全確保対策に万全を期すこと。</p>	<p>県産農産物の検査については、検査対象品目や検査地点を増やすなど、検査体制の充実を図るとともに、ホームページはもとより各種広報媒体を活用しわかりやすく県民に対し周知を図っていく。リスクコミュニケーションや市町村・団体と連携したイベントの開催、「<small>とちぎのいいもの</small>栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」が実施するキャンペーンや売り込み活動を通じて、首都圏の実需者や消費者に県産農産物の安全性をPRすることにより、風評被害の払拭、販売促進を図っていく。</p> <p>損害賠償請求については、市町村と連携しながら東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会による取りまとめを引き続き支援していくとともに、東京電力への直接請求者についても必要な助言等を行っていく。また、請求状況等の情報共有については、個人情報等に配慮しつつ、関係機関等が共通認識のもとに請求できるよう適宜行っていく。</p> <p>汚染稲わらや堆肥等の処分については、市町村等関係機関と連携し、速やかな完了を目指して進めているところであり、住民の安全確保に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>② 林業・木材産業分野においては、滞留しているバークの保管等について先の県議会定例会で予算措置が行われたところであるが、今後も国内有数の生産量を誇る本県木材の流通に支障を来すことのないよう、一刻も早くバークの保管・処分等について、新たな集積所や必要な予算の確保を図ること。同時に、東京電力株式会社への原子力損害賠償請求の対象となるよう、県としても早急に対応を図ること。</p>	<p>○がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費 16,953</p> <p>○県産農産物の安全・安心PR事業費 43,485</p> <p>滞留しているバークについては、緊急的な措置として焼却等の処理に要する経費を平成23年度12月補正予算で対応した。今後も引き続き国と協議しながら早期処理に努めるとともに、バークの処理経費が確実に原子力損害賠償の対象となるよう、関係団体と連携し、国・東電等に要望していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>③ 放射性物質が検出された下水汚泥溶融スラグ等の資源化工場や下水処理場への一時保管や、浄水場における浄水発生土の一時保管については、今後も安全確保対策に万全を期すとともに、物理的許容期限が迫ることから、直ちに新たな保管方法や場所の選定と必要な予算の確保について検討すること。</p> <p>さらに、国の対応・指示が遅れた場合を想定して、一定期間を見通した対応にも早急に着手すること。</p> <p>また、一連の汚染廃棄物処分についての所管が各部局に跨り、かつ現在まで一時保管での対処に止まっているが、今後は中間貯蔵施設や最終処分場への搬入に向け、早期解決への道筋を付けていかなければならない。そこで、県としても、あらゆる手段を尽くして今回の事案に対応していくほか、今後の同様な事案の発生をも想定し、早急に具体的対策を検討し、着手すること。</p>	<p>浄水発生土については、国の示した浄水発生土の当面の取扱に関する考え方及び放射性物質汚染対処特措法に従い、水道事業者等が一時保管している。特措法の指定廃棄物とされる基準以下となる浄水発生土が引き続き発生しているため、今後とも適切な助言に努めるとともに、円滑な処理に向けた対応を国に要望していく。</p> <p>下水汚泥溶融スラグ等については、飛散防止対策、放射線防護対策、空間放射線量率の測定監視等の安全対策を行いつつ一時保管している。引き続き関係市町と協議しながら、下水処理場での新たな一時保管場所の確保に努めていく。</p> <p>また、国に対し、国の責任において早急に焼却灰や溶融スラグ等の最終処分場を確保することなどについて緊急要望を行ったところである。</p> <p>今後も引き続き、関係市町と連携しながら、国に対してその処分先確保について、あらゆる機会を捉えて要望していく。</p> <p>○放射性物質対策費〔特別会計〕 554,398</p>

要 望 事 項	回 答
<p>④ 国により汚染状況重点調査地域に指定された8自治体の除染作業については、すでに協議が始められているが、今後早急に綿密な協議を重ね、具体的な方針を打ち出し、適切な作業に着手すること。</p> <p>さらに、未指定の自治体についても、住民の安全確保と不安払拭の観点から、県のイニシアチブにより早急に協議の場を設け、汚染や除染に関する情報提供と安全・安心に関する県の考え方・方策の説明や意見交換を行い、健康影響対策等も含め住民に必要な対策を速やかに講じること。</p>	<p>県では、汚染状況重点調査地域に指定された8市町において、除染に関する情報及び課題の共有化を図るため、「除染関係市町連絡協議会」を設置した。今後とも、当該協議会の場を活用し、関係市町において除染実施計画の円滑な策定と効果的な除染が進められるよう情報や課題の共有化を図るとともに、国の動向を的確に把握し、必要な情報を提供するなど、総合調整機能を担っていく。</p> <p>さらに、汚染状況重点調査地域はもとより指定を受けていない地域においても、健康への影響も含め放射線に関する理解促進やその対策に関する普及啓発に取り組むとともに、除染に要する全ての経費を国が負担するよう引き続き国に対して要望していく。</p> <p>「放射線による健康影響に関する有識者会議」からは「本県の放射線レベルはこれまでのモニタリングデータ等から、健康に影響を及ぼす程度ではない」との見解が示されるとともに、「県民の不安を軽減するためには、放射線被ばく線量を目に見える形にすることが有効である」との助言を受け、現在、個人線量計による測定等を実施している。</p> <p>今後、測定結果等を踏まえた有識者会議の最終報告に基づき、県民の不安払拭に向けた対応を検討していく。</p> <p>○放射線量低減対策費 1, 104, 872</p> <p>○放射線による健康影響に関する有識者会議費 7, 878</p>

要 望 事 項	回 答
<p>⑤ 観光関連産業における風評被害は、現在もなお深刻な状況にある。過日設立された栃木県観光振興・復興県民会議を最大限活用する等、今後も農業や酪農・畜産業同様、いわゆる安全宣言の県内外への効果的な発信等、早急に具体的な方策を打ち出し、従来以上の誘客対策に万全を期すこと。</p> <p>また、東京電力株式会社への原子力損害賠償請求に向けた対応についても、農業や酪農・畜産業同様、適切な賠償が行われるよう同社に働きかけるとともに、その実施進捗状況を関係機関や関連団体にも適宜提供し、情報の共有化も図ること。</p>	<p>昨年末に設置した栃木県観光振興・復興県民会議において、一家族一旅行など本県観光地への支援を県民や企業に呼びかけるほか、観光物産展などの各種イベントを活用した積極的な観光PRやテレビ・インターネットによる情報発信など、あらゆる機会を捉え、本県観光の安全性と魅力をPRし、風評被害の払拭と観光客の誘客に努めていく。</p> <p>東京電力への原子力損害賠償請求については、説明会の開催、相談窓口の設置、風評被害における賠償基準の見直し等に関する同社への要望等を実施してきたところであるが、引き続き関連団体等と連携しながら、事業者が適正な賠償を受けられるよう支援していく。</p> <p>○「とちぎ元気グルメ祭」開催事業費 16,000</p> <p>○海外観光プロモーション事業費 13,029</p> <p>○風評被害対策国内誘客事業費 105,953</p> <p>○「とちぎの食の魅力掘り起こし隊」事業費（緊急雇用・再掲） (30,915)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>⑥ 県では、地域防災計画における原子力災害対策編を策定するとともに地域防災計画見直しに伴う原子力災害対応マニュアルの作成を予定しているが、これらの策定にあたっては、有識者や県民、県議会の意見を十分に反映させ、あらゆる被害に対応できるようにするとともに、その内容を県民に広く周知するなど、万全の対応を図ること。</p> <p>2 県制度融資の利用促進について</p> <p>産業活性化金融対策費として、県内中小企業等の活性化のための設備資金、運転資金等の新規融資は、総融資枠1240億円が確保され、平成23年度6月補正予算において創設された、東日本大震災により直接的・間接的な被害を受けた中小企業の方を対象とした「東日本大震災復興緊急資金」については、平成24年度予算では、400億円の融資枠とされ、このほか、緊急円高対策資金は100億円が確保されている。</p> <p>依然、本県中小企業の経営環境は厳しいものがあることから、当該融資を希望する対象企業への相談体制の確立をはじめ、機動的、弾力的な運用により、中小企業の資金繰りの円滑化に努められたい。そのため、県内各地域を網羅した相談窓口の開設並びに積極的な広報啓発を実施されたい。</p>	<p>地域防災計画の原子力災害対策編及び原子力災害対応マニュアルの策定にあたっては、1月に設置した「栃木県原子力災害対策専門委員会」において専門家の意見を聴取するほか、県議会災害対策特別委員会の提言、パブリックコメントによる県民の意見等を反映していく。</p> <p>また、マニュアル等については、住民等の健康対策や農林水産物の安全確保など、様々な課題に対応できるものとし、内容を広く県民に周知していく。</p> <p>中小企業の資金繰り円滑化のため、「経営改善特別相談窓口」を設置し、中小企業診断協会、再生支援協議会等と連携しながら、専門家による経営相談や経営改善計画書の策定支援を行っているが、震災後は風評被害等を受けている中小企業も対象とし、相談体制の強化を図ったところである。</p> <p>経営相談の実施にあたっては、ホームページ等の各種広報媒体を活用しながら積極的な広報を行うとともに、商工会や商工会議所、金融機関等と連携を図り、個別にきめ細かに対応するなど、県制度融資の利用促進を図っていく。</p> <p>○産業活性化金融対策費 39,594,100</p> <p>○東日本大震災復興緊急資金利子補給事業費 171,724</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 地域防災拠点としての公共施設の機能強化への取組について</p> <p>公共施設の耐震化対策については、計画的に進めているが、昨年の震災発生後、避難施設が当面の生活の場となることに鑑み、地域防災拠点として更に強化すべく、「安全性の確保」「地域の拠点としての機能の確保」「省エネルギー対策」を柱とした整備計画を策定されたい。</p> <p>【各部局に対する要望事項】</p> <p>1 県土60分構想から「広域連携都市構想」への政策転換について</p> <p>県は時代の要請や栃木県の特性を活かし、長年にわたり、「県土60分構想」のような県都宇都宮を中心に栃木県を発展させる構想を推し進めてきた。しかしながら、今日の社会状況の変化や時代の趨勢を鑑みると、今後の県の発展のためには、いち早く「広域連携都市形成」に向けた新構想を打ち出す必要があると考える。</p> <p>人口減少、超高齢化、財政難、低経済成長時代の中で、更なる県民生活の豊かさの向上を図るためには、基礎自治体の広域連携を図ることが、財政基盤の強化と安定のためにも、過疎化対策、地域の特性や地の利を活かすためにも、教育、社会福祉サービスの向上と効率効果を上げ、スケールメリット発揮するためにも必要不可欠である。県が主体となり将来の中核都市化を見据えた「広域連携都市構想」を他県に先駆けて打ち立てること。</p>	<p>公共施設は、災害時において災害対策活動拠点や避難所として、重要な役割を担うものであり、安全性の確保や非常時における機能の充実強化を図る必要がある。</p> <p>このため、市町村と連携を図りながら、公共施設の耐震化や非常用電源設備等の整備、食料や物資の備蓄など、地域の防災拠点としての機能強化に取り組んでいく。</p> <p>暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中、住民が安心して暮らせる地域を形成していくためには、市町村が持つそれぞれの地域資源を活用し、相互に役割分担しつつ、補完・連携することによって、地域全体として必要な生活機能を確保し、活性化を図っていくことが重要である。</p> <p>広域連携については、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議により取組が行われていくことが必要であることから、県としては、地方自治法の改正により制度化された行政機関等の共同設置や、県内でも動きが出ている定住自立圏構想の活用等による市町村の広域連携の取組を促進していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 「総合スポーツゾーン構想」の見直しについて</p> <p>知事の掲げた「総合スポーツゾーン構想」について5年以上の歳月と約4000万円に及ぶ予算を投じ、様々な角度から議論・検討してきた結果、予定地の交通処理問題や、航空法に係る制限、周辺の影響の問題などから始まり、整備手法、そして一極集中、地域間格差、二重行政の問題や財源問題」なども含め、多くの課題、問題点が明らかになってきた。</p> <p>そこで、「スポーツ施設整備」を進めるにあたり、莫大な県予算を伴う事業となることも踏まえ、時代の趨勢や県内の地域間格差の是正、バランスの取れた県の発展の一助としての視点など、大局的見地から検討するよう、候補地の選定も含め、施設整備のあり方、優先順位、整備の手法、財源の捻出方法などをもう一度、議会も含め検討していく機関を立ち上げること。</p> <p>3 新たな「財政再建プログラム(案)」の早期策定について</p> <p>いよいよ平成24年度が「とちぎ未来開拓プログラム」の集中改革期間の最終年度となる。新政権になり、地方交付税の特別加算、緊急経済対策、臨時財政対策債の大幅な積み増しなどにより、幾分「県の財政状況」は改善の方向に向かいつつあるが、平成23年度の税収が当初見込みより減少し2000億円を割り込む見込みであるほか、東日本大震災や欧米の経済・財政問題や円高の影響などにより、これから先の国内・県内経済情勢は極めて不透明である。また、国の緊急経済対策で設置された数多くの基金事業が平成24年度で終了となり、事業の存続の是非が問われてくる。</p> <p>そこで、県は「とちぎ未来開拓プログラム」終了後も県民生活の向上と安定した県政経営が営まれるよう、「新たな財政再建プログラム案」の策定と「基金事業」終了後の対策案の取りまとめを早急に行うと共に、県内産業へのテコ入れ施策と新たな経済成長分野となる「再生エネルギーや食料・環境政策」などへの予算配分に十分配慮し、議会と十分時間をかけて「最善の財政再建プログラム案」を策定すること。</p>	<p>平成22年度から実施している「総合スポーツゾーン整備運営手法検討業務」の結果を踏まえ、平成24年度は県全体のスポーツ施設のあり方も考慮しながら、体育館及び陸上競技場等について本県にとって最も望ましい整備運営手法や施設の配置を決定するとともに、交通計画の基本的な考え方などを整理する全体構想の策定に着手し、併せて環境影響評価も進めていく。</p> <p>全体構想の策定に当たっては、県議会や学識経験者をはじめ、地元宇都宮市、関係団体、交通事業者、地元代表者などで構成する「総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会」を設置し、広く意見を聞きながら進めていく。</p> <p>○総合スポーツゾーン整備費 34,800</p> <p>「とちぎ未来開拓プログラム」は、国の地方財政対策の状況や経済動向などを把握し、毎年度の予算編成において、検証・見直しを行うこととしており、現在、プログラムの取組内容について精査をしているところである。</p> <p>なお、平成23年2月には、プログラムの考え方を踏まえながら、5年間に取り組むべき行財政改革の考え方と取組内容を明らかにした「とちぎ行革プラン」を策定したところであり、引き続き、財政健全化に向けた取組を継続していく。</p> <p>平成24年度は、震災等からの復興を最優先の課題とし、原子力災害対策や県民生活の安定などの積極的に取り組んでいくとともに、復興推進の基本となる「新とちぎ元気プラン」の重点戦略の着実な推進を図っていく。</p> <p>なお、国の経済対策に基づく基金については、国の第4次補正予算等で一部基金の活用期間が延長されたが、平成24年度末で大部分が終了することから、終了後の方針を示すよう国に求めるとともに、必要な事業については、基金の拡充と期間延長を求めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>4 私学に対する支援の拡充について</p> <p>県が講じている施策において、現在も経済的理由により余儀なく退学や進学を断念せざるを得ない学生が減少していないのが実情である。この実情と私学も公教育の機関であること、そして栃木県は私学が約3割を占めていることを踏まえ、県の「小・中・高校運営費補助金」と「私立高等学校授業料減免補助金」については、国の交付税単価増額分を予算に反映させるとともに、「授業料減免補助金の対象者」を国の就学支援金の加算対象と同等の年収350万円未満程度の世帯まで拡充し、経済的理由による私学生の退学者を減らし、進学を断念することのないよう速やかに施策の改善を図ること。</p>	<p>経済的な理由により修学が困難となった生徒に対して、国の高等学校等修学支援基金なども活用しながら、私立高等学校授業料減免補助制度により、その支援に努めてきた。</p> <p>長引く景気低迷に加え、震災等の影響などにより、保護者の経済状況が厳しくなっていることや、国の基金が延長されたことを踏まえ、現行制度の対象者に加え、保護者の年収250万円未満の生徒も対象とすることとした。</p> <p>○小・中・高校運営費補助金 5,967,329</p>

要 望 事 項	回 答
<p>5 再生可能エネルギーの有効利用に向けた取組強化について</p> <p>国の再生可能エネルギー特別措置法の施行を視野に入れた本県再生可能エネルギーの取組を推進すること。特に、環境立県戦略のリーディングプロジェクトとの連携を図り、本県の地の利を生かした複合的なエネルギー対策を推進すること。</p> <p>具体的には、本年の知事の年頭の所信でも明らかにされているが、メガソーラーをはじめとする太陽光発電設備の設置促進、本会議でも会派として提案した農村地域に存在する小水力等を有効に活用した「エネルギーの地産地消」を目指す「スマートビレッジ」に関するモデル事業の構築と実施、「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」を活用した企業、人材、資金等の地域資源を活かした先駆的ビジネスモデルの構築、中山間地域や土地改良事業の竣工後の集落における小水力発電、温泉地域における温泉熱利用、豊かな森林資源を活用した木質バイオマスによる電気供給や木材乾燥等の循環型システム等、本県が環境立県戦略に掲げる諸施策を充実強化し、全国に誇る再生可能エネルギー戦略を講じ、「環境政策はとちぎ」と名付けられるような、環境分野に特化した施策推進を図ること。</p>	<p>本県の豊かな自然を活用した地産地消型の再生可能エネルギーとして、重点的に太陽光や小水力、バイオマス、温泉熱の導入を促進している。</p> <p>また、「スマートビレッジモデル研究事業」においても、小水力の発電、蓄電、充電効率などの実証試験を行うほか、「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」を活用しながら、農村地域における小水力発電の普及に努めていく。</p> <p>今後も、太陽光発電の飛躍的拡大を図るとともに、特区制度を活用した小水力発電、温泉熱利活用モデルプランを活用した温泉熱利用の普及拡大、下水道浄化センターへのバイオガス発電施設の導入に向けた設計、県管理ダムにおける民間資金等を活用した新たな水力発電設備の設置等についても取り組んでいく。</p> <p>○再生可能エネルギー導入促進事業費 1,512,054</p> <p>○スマートビレッジモデル研究事業費 10,274</p> <p>○バイオガス発電設備建設事業費（再掲）〔特別会計〕 (20,000)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>6 EV・PHVタウン構想について</p> <p>平成22年12月に国から選定を受けた「EV・PHVタウン構想」については、とちぎ環境立県戦略のリーディングプロジェクトの1つである「エコカー普及促進プロジェクト」を実現する有効な方策として位置づけられている。「EV・PHVタウン構想」のモデル事業である「レイル&EV観光モデル事業」については、原子力発電所事故による風評被害に苦しむ日光市や那須町地域の復興支援を視野に、是非とも、本県の新たな「エコツーリズム」として精力的な観光商品の開発に努めると共に、本県の環境施策と観光施策の融合を図り、まさに、環境立県戦略に相応しい本県の魅力を創出されたい。</p> <p>また、「EV・PHVタウン構想」については、さまざまな分野との連携によるより多くの効果が期待できる施策に仕上げられたい。具体的には、「中山間地域でのEV活用事業」では農業政策としての取組、「本県自動車産業の新たな展開」では、産業労働（雇用）政策としての取組、「都市部でのEV活用モデル事業」では総合交通政策としての取組等、様々な本県の地の利を生かした政策推進を図られたい。</p>	<p>本県の「EV・PHVタウン構想」は、観光、農業、産業、交通などの施策と連携し、地域資源を最大限活用し、5つのモデル事業によりEV・PHVの本格的な普及を図るものである。</p> <p>「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」に掲げた目標を達成するため、県自らEV・PHVを率先導入するほか、急速充電設備の空白地帯の解消に向け、引き続き助成を行うとともに、メーカーや市町村との協働により、安心して電気自動車を利用できる環境を構築していく。</p> <p>併せて、「レイル&EV観光モデル事業」や「中山間地域でのEV活用事業」などの具体化に取り組み、EV・PHVの導入拡大を図っていく。</p> <p>さらに、平成24年度は「コンバージョンEV試作事業」を行うこととしており、電気自動車部品の研究開発の促進と市販車を電気自動車に改造するEVビジネスへの展開を支援していくこととしている。</p> <p>○次世代自動車導入加速化事業費 68,253</p>

要 望 事 項	回 答
<p>7 中山間地域対策と野生鳥獣害対策について</p> <p>国における食と地域の交流促進対策交付金の活用により、本県における食をはじめとする中山間地域の豊かな資源を活用し、集落ぐるみで都市と農村の交流を促進する取組を強化するとともに、都市部からの中山間地域への定住促進対策等、積極的なPR活動を行い、中山間地域活性化を図ること。</p> <p>また、野生鳥獣害対策については、平成22年度から開始した獣害対策モデル地区の取組を加速化すると共に、捕獲担い手対策の強化並びに対策を講じるために必要な集落リーダー養成等、きめ細かい施策を進めること。</p>	<p>中山間地域の活性化に向けては、ハードとソフトの各種施策を総合的に実施しており、国の「食と地域の交流促進対策交付金」についても、制度の周知や採択に向けた支援等を行うほか、ホームページや機関誌、様々なイベント等を活用して中山間地域の情報発信に努めていく。</p> <p>獣害対策モデル地区については、平成24年度もモデル地区を追加し、宇都宮大学と連携しながら防除対策を推進する。</p> <p>また、猟友会と連携して行う狩猟初心者への技術向上研修会の充実に加え、新たに、捕獲従事者の保険料を負担する市町村に対し支援を行うとともに、狩猟の魅力や役割をPRすることにより、狩猟者の育成・確保に積極的に取り組んでいく。</p> <p>○イノシシ捕獲倍増事業費 22,062</p> <p>○獣害から農作物を守る対策事業費 50,440</p>

要 望 事 項	回 答
<p>8 森林・林業・木材産業政策の更なる充実について</p> <p>国の「森林・林業再生プラン」の着実な推進に向けて、県より国への要望も出されたところであるが、本県の「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」の更なる充実を図ること。特に、国の「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」の施行を受けて、本県としてのガイドラインも整理されたところであるが、施行に向けた支援制度の確立を図ること。そのために必要な施策として、今後の公共建築物については、一定以上の割合で地元産木材使用を求める「(仮称)地元産木材利用規程」的なものを全県で策定し、元気な森づくり県民税事業等でも実施しているが、木材を利用できる分野の拡大に向けた取組を進めること。</p> <p>将来を見据えて、林業従事者の高齢化対策、森林整備(間伐の増加)の促進および林業における新規雇用の創出に向け、森林組合職員、民間の雇用者の処遇改善や機械化の促進を図るなど、緑の雇用事業への上乗せ助成による担い手育成事業の充実・強化を図ること。</p>	<p>国の「森林・林業再生プラン」を受け、県では「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」を策定し、森林資源の循環利用を図ることとしたところであり、特に木材の利用拡大や林業担い手の育成に努めている。</p> <p>このため、「とちぎ材の家づくり支援事業」による木造住宅建築への支援や、販路開拓に向けた商談会・展示会の開催などにより県産出材の利用促進に取り組むとともに、各市町にも「木材利用促進方針」策定を促すなど、公共施設での木材利用を更に促進していく。</p> <p>また、森林整備担い手対策基金及び森林整備加速化・林業再生基金を活用し、高性能林業機械を活用した効率的な生産体制の構築や林業従事者のスキルアップを図るための各種研修、低コスト作業システムを実践できる人材の育成、雇用管理の改善を図るほか、「緑の雇用事業」との連携等により、担い手の育成に取り組んでいく。</p> <p>○とちぎの元気な森づくり県民税事業費 834, 118</p> <p>○とちぎ材の家づくり支援事業費 134, 960</p> <p>○森林整備加速化・林業再生基金事業費 1, 529, 780</p>

要 望 事 項	回 答
<p>9 「はつらつプラン21（五期計画）」での大幅な施設整備促進について</p> <p>(1) 「介護施設の入所待機者」の大幅な縮減について</p> <p>平成23年度は「はつらつプラン21（五期計画）」の策定年度であるが、「はつらつプラン21（四期計画）」推進の過程では、高齢者の介護施策において、十分な成果を上げていないのが実情である。特に「介護施設の入所待機者対策」は計画そのものが極めて杜撰で入居待機者は減るところか年々増える一方である。</p> <p>国においても、この点を重く受け止め「介護基盤の緊急整備特別対策事業」として予算措置を図り、地域の実情に応じた「将来必要となる介護施設等の緊急整備の促進」を打ち出している。「五期計画」の策定においては、今までの問題点を徹底的に洗い直し、入所待機者基準の見直しや入所待機者の実数の把握再調査などを行い、実際に入所待機者が減少するような「大幅かつ効果的な増床計画」を盛り込むこと。</p>	<p>介護施設の整備については、国の介護基盤緊急整備方針に対応し、入所待機者の解消を図るため、介護保険の保険者である市町村の意向を踏まえ、国の基金の活用等により、「はつらつプラン21（五期計画）」を一部前倒しして整備を進めており、四期計画当初の計画定員数を上回る施設整備が図られる見込みである。</p> <p>現在策定中の五期計画においては、介護保険施設等の基盤整備や在宅サービスの充実等を盛り込んでおり、高齢者が心身ともに健康でいきいきと暮らすことができる環境をつくるため、これらの施策を着実に推進していく。</p> <p>○介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費 1,497,234</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) 「回復期のリハビリ専門病院」の整備拡充について</p> <p>本県内においては、患者の回復期に最も重要となる「リハビリ専門病院」が少なく、人口10万人あたりでの病床数が全国平均を下回っている。また、整備状況も地域的に偏在している状況にある。栃木県は脳卒中患者が全国でも多い県の一つであるが、脳卒中を引き起こした患者のほとんどはリハビリを要することになる。日本医師会においても、患者の機能回復を図るためには、急性期から回復期における早い段階でのリハビリ治療、それも高度なリハビリ専門治療が極めて重要であるとの見解を示している。</p> <p>脳卒中中の急性期病院の多くは、リハビリスタッフ数人が常に配置されているが、スタッフ数などの点で患者の回復を図る「リハビリ体制」には程遠いのが実情である。今後、リハビリを必要とする患者の増加が見込まれることから、早急に専門性の高いリハビリ病院整備計画の策定を図るとともに、療養病床の「リハビリ専門化」を全国に先駆けて推進すること。</p> <p>(3) 「老健施設」の整備拡充とリハビリ「専門スタッフ」の確保と育成について</p> <p>国の介護政策の方針転換に伴い、県も「はつらつプラン21（四期計画）」において「在宅介護の推進」を重視した計画を策定した。しかしながら、在宅介護の推進に最も必要なサービスの一つである「老健施設」の整備は決して十分な状況であったとはいえない。</p> <p>「老健施設」の特性は、患者の在宅復帰を目指した“リハビリ”等を目的とする中間施設であるということにある。在宅介護の患者には、引き続き“リハビリ”を必要とする患者が見込まれるため、今後の見通しも踏まえ、五期計画においては、「老健施設」の大幅な増設・増床を盛り込むとともに、リハビリを行う「専門スタッフの確保と育成を図る」対策を早急に講じること。</p>	<p>近年、県内でも回復期リハビリテーション機能を有する病院が少しずつ増加しているが、本県の人口10万人当たりの回復期リハビリテーション病床数は、依然全国平均を下回るほか、地域間のバラツキも見られることから、「地域医療再生計画」に回復期リハビリテーション病床の整備を盛り込み、その充実強化を図っていくこととしている。</p> <p>今後とも、保健医療計画や「新障害者プラン21」等に基づき、関係機関と連携を図りながら、急性期、回復期を経て在宅復帰へ至るまで、それぞれの時期に応じて一貫したリハビリテーションが実施されるとともに、退院後の地域生活に必要な障害福祉サービスや介護保険サービスが切れ目なく提供されるよう、引き続き体制整備に努めていく。</p> <p>介護老人保健施設については、「はつらつプラン21（四期計画）」において、医療療養病床からの転換等を含め、計画的に整備を促進してきたが、現在策定中の「はつらつプラン21（五期計画）」においては、地域の実情に精通した市町村の意向や事業者の動向を十分に反映した介護老人保健施設整備計画を盛り込んだところであり、これらの整備計画に見合った専門スタッフの確保を指導していく。</p> <p>○社会福祉施設等整備助成費 376,788</p>

要 望 事 項	回 答
<p>10 実態に即した「保健医療計画（6期計画）」の策定について ～地域包括医療・介護連携体制の整備に向けた「医療圏の一元化」～</p> <p>平成24年度は栃木県保健医療計画（5期計画）の最終年度となると同時に、新たな「6期計画」の策定年度ともなる。本県の医療は各地域において様々な課題が山積しており、その解決と高齢化に伴う「医療体制」の整備充実が最優先課題の一つである。特に本県は、人口10万人あたりの医療施設従事医師数や看護師就業率が全国平均よりかなり下回っており、地域における医療機関や医師・等の偏在も顕著である。また、市町村の合併に伴う「医療圏の見直し」や高齢者の増加に対応した「在宅医療体制」の整備なども急務となっている。そこで、医療機関、医師や看護師等の急激な増加が見込めない現状において、「医療機能の分化や連携強化」と実態に即した「包括的な地域医療連携体制」の整備・確立が極めて有効な方策となる。</p> <p>「6期計画」の策定にあたり、合併に伴う医療圏の見直しも含め、現在の「救急医療」、「災害医療」、「周産期医療」、「へき地医療」、「小児救急を含む小児医療」の5事業に係る圏域を一元化した「地域包括連携医療圏」といった構想を考案し、全てに対応できる「包括医療体制」を確立するとともに、高齢者の増加に対応した「在宅介護」の推進を含めた「地域包括ケアシステム」の整備と緊密な連携体制のもと「6期計画」を策定すること。</p>	<p>現行の保健医療計画（5期計画）は、限られた医療資源を有効に活用して地域の医療機能の適切な分化・連携を進め、切れ目ない医療が受けられるよう「医療連携体制」を構築することを目的としており、5事業に係る圏域については、各事業毎の患者の受療動向、医療資源の分布状況、適切な圏域規模等を勘案して設定している。</p> <p>次期保健医療計画の策定に当たっては、国から示される医療計画作成指針等を十分考慮するとともに、各事業において県民が安心して医療サービスの提供を受けられるよう、事業間の医療連携体制の構築も踏まえながら、適切な圏域の設定について検討していく。</p> <p>また、「はつらつプラン21（五期計画）」においては、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、日常生活圏域において医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指すこととしており、同計画との連携も図りながら、次期保健医療計画を策定していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>1 1 福祉サービス第三者評価の利用促進について</p> <p>県社会福祉協議会が推進している第三者評価制度の保育所、介護施設などの利用については、事業者の任意で行われているため利用状況が低調である。制度の趣旨である福祉サービスの質の確保と向上、サービス利用者への情報提供のため一層の利用促進を図りたい。</p> <p>また、近年、他県の児童養護施設において、職員による入所児童への虐待が報告されていることを踏まえ、同施設への第三者評価が先行して行われるよう努められたい。</p> <p>1 2 ワーク・ライフ・バランス社会実現のための推進体制について</p> <p>「とちぎ子育て支援プラン」や「とちぎ男女共同参画プラン」において「職業生活と家庭生活の両立の推進」や「仕事と生活の調和の推進」等、県の施策の方向性にワーク・ライフ・バランスの理念は着実に位置付けられつつある。</p> <p>そこで、今後期待されるこの理念に基づいた具体的施策の推進は、雇用や子育て政策は勿論のこと、中長期的にはあらゆる産業政策や定住政策にも大きな波及効果をもたらすと考える。そこで、ワーク・ライフ・バランスの理念の周知徹底を図り、ワーク・ライフ・バランスが確立された社会を目指す機運の醸成と更なる施策の拡充を図ること。</p> <p>併せて、今後本県の先駆的な施策を更に広く展開していくためには、この理念をより明確に位置付けた条例を策定することが大変有効なステップであることから、その検討に着手すること。</p>	<p>第三者評価については、制度の普及推進等を担う「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」への支援を通して、サービスの質の確保及び情報の公表に努め、推進機構と連携しながら本制度の有効性の周知を図り、一層の利用促進に努めていく。</p> <p>また、児童養護施設については、これまでに県内10施設中7施設が受審済みであるほか、平成24年4月からは、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、3年に1回以上の受審と結果の公表が義務づけられたことから、定期的な受審について指導していく。</p> <p>「とちぎ子育て支援プラン」や「とちぎ男女共同参画プラン」において、施策展開の方向の一つに「ワーク・ライフ・バランスの推進」を位置づけ、「子育てにやさしい事業所顕彰事業」や「仕事と家庭の両立応援宣言企業登録事業」、「家庭の日」の普及啓発等の各種施策を積極的に推進し、社会的な意識の醸成と職場環境の整備促進を図っている。</p> <p>今後とも、仕事と生活の調和が実現した社会を目指し、関係部局で連携を図りながら施策の一層の充実を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>13 「フードバレーとちぎ構想」の推進と本県への食品関連企業の積極的な誘致について</p> <p>県は、昨年国の総合特区制度に「フードバレーとちぎ特区」を申請したが、残念ながら指定されなかった。知事は、改めて新年度の特区申請を昨年12月県議会において表明しているが、政府見解でも国内経済に極めて効果のある施策であることから、指定に至らなかった問題点を検証し、部局横断的組織の構築も含め、是非とも採択に向け、再度努力されたい。</p> <p>フードバレーとちぎ構想については、多彩な農産物を活かした加工品の開発や食品関連企業の誘致、食の提供、更には、商品類の販路開拓・拡大等、農業の6次産業化と連動させ、食品関連分野から本県産業の再活性化を図るものであり、新たな本県の企業誘致の姿として、税込増等の県財政健全化をも視野に入れた施策として展開が期待できる。</p> <p>本県は、「ものづくり県」と言われるが、是非とも、農産物や加工食品、そして、従来の工業製品等あらゆる分野における本県のものづくりを推進することと併せて、フードバレーとちぎ構想に係る食品関連企業の積極的な誘致を推進されたい。</p>	<p>総合特区制度は、本県食品関連産業の振興を図る有効な手段であることから、「フードバレーとちぎ特区」に対する今回の評価結果や平成23年度に指定された特区の内容等を参考にしながら、関係部局のより一層緊密な連携のもと見直しを進め、指定を目指していく。</p> <p>また、産学官ネットワークであるフードバレーとちぎ推進協議会を推進母体として、新商品・新技術開発や販路開拓、農業をはじめとする関連産業の高付加価値化に係る各種施策を展開するとともに、企業誘致に係る県の優遇制度を効果的に活用し食品関連企業の誘致に積極的に取り組むことにより、地域経済の活性化を図っていく。</p> <p>○フードバレーとちぎ推進事業費 339,008</p> <p>○フードバレーとちぎ農政推進事業費 17,570</p>

要 望 事 項	回 答
<p>14 買物困難地域の解消対策について</p> <p>近年、本県においては、都市部における大型スーパーの撤退や、中山間地域における高齢化の進展・人口減少に伴う限界集落化等により、地域住民の方が「買物困難となる地域」が多々発生している。これらの問題については、各市町村における対応に終始しているが、本県としても、住み易さを追求し、地域間格差を解消する視点から、買物困難地域解消に向けたモデル事業等を企画し、実証実験をするべきである。是非とも、経済産業省商務流通グループ流通政策課が2011年3月にまとめた、「地方公共団体における買物弱者支援関連制度」等の事例も参考にしながら、本県としてのモデル事業を実施されたい。</p> <p>さらには、「コミュニティビジネス」としての展開も模索し、県民協働の新しい公共による課題克服を図られたい。</p> <p>15 雇用政策について</p> <p>国の経済対策である従来の基金事業「緊急雇用創出事業」は拡充され、「震災等緊急雇用対応事業」「雇用復興推進事業」として実質的に継続することとなった。県としては、これまでに様々なメニューを用意し事業の推進を図ってきたが、今後も基金を最大限活用するためにも、継続的な雇用を拡大できる環境を今こそ早急に整備すべきである。</p> <p>特に、本県が独自に成長を目指す重点産業分野や、日常的に人材不足が課題となっている医療・介護・福祉等の分野への対策は、より具体的な戦略が必要であると考え。したがって、本県の各部門別計画やプロジェクトに呼応した雇用創出の戦略と計画を明確にするとともに、それらに必要な人材育成から始まる総合的な雇用対策を計画する等、強い戦略性を持たせ、かつ包括的な雇用政策の推進を図ること。</p> <p>また、特に厳しい状況下にある高校・大学等の卒業生をはじめとする若年者就労対策はあらゆる意味で重要であるので、重点的な対策を講ずること。</p> <p>さらに、より効率的な対策として、当方が予てから要望してきたワンストップによる総合的なサービスの一層の充実を図ること。</p>	<p>「社会貢献活動推進事業」により、NPO等と行政が協働し、御用聞き、買物代行など、独居高齢者等の生活を支えるサービスを行うモデル事業の構築に着手したところであるが、市町村においても「里の“守”サポート事業」を活用し、商工会と連携した買い物弱者対策が検討されている。</p> <p>また、コンビニエンスストアによる買物困難地域での移動販売について、店舗経営者とコンビニ事業者等とのコーディネートを実施するなどしているところであり、これらの取組を通じ、地域の行う買い物弱者支援対策等を支援していく。</p> <p>「新とちぎ産業プラン」において、雇用対策についての今後5年間の基本的方向と具体的取組を明らかにし、特に重点的に取り組む施策として雇用対策推進プロジェクトを掲げ、安定的な雇用の確保を図ることとした。</p> <p>基金事業については、緊急雇用創出事業を活用し、今後成長が見込まれる環境や観光等の成長分野での雇用創出、中小企業の若手技術者や介護の担い手などの育成、震災等の影響による失業者の雇用対策に積極的に取り組んでいく。</p> <p>また、「雇用復興推進事業」により、県内企業における障害者等の雇用を促進していく。</p> <p>新規学卒者や若年者に対しては、就職に有利な知識や技術が習得できる「とちぎ就職応援プログラム事業」を実施することとしている。</p> <p>平成24年4月には、新たに「とちぎジョブモール（仮称）」を設置し、若年者や障害者、高齢者等を対象に総合相談から職業定着までをワンストップで支援する体制を整備する。</p>

要 望 事 項	回 答
	<p>○とちぎジョブモール設置運営費（緊急雇用・一部再掲） 37,250 (4,742)</p> <p>○緊急雇用創出事業費 6,982,805</p> <p>○中小企業ものづくり若年技術者育成事業費（緊急雇用・再掲） (107,400)</p> <p>○とちぎ就職応援プログラム事業費（緊急雇用・再掲） (676,982)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>16 地理的優位性を活かした首都圏農業の推進について</p> <p>本県農業は、出荷量、生産額において全国上位に位置しており、特に首都圏農業については、地理的優位性を活かして京浜地方の大型市場へのお荷を通じ、首都圏の消費者に対して一定の貢献をしている。しかしながら、市場調査によると、本県の農産物出荷量はここ数年減少傾向にあり、市場流通現場サイドからも本県の農産物出荷量を増やして欲しいとの強い要望がある。</p> <p>本県では、ここ数年新規就農者も増加し、生産額ベースでは、野菜類で増えているが、出荷量を安定させる取組が急務である。そこで、生産振興、更には、経営普及の観点から本県の首都圏農業の充実に向け、今まで取り組んできた施策を検証すると共に、生産農家やJA、全農等の関係団体とともに積極的な対策を講じられたい。</p>	<p>近年の農産物の需要は、家庭における消費のみならず、加工・業務向けの需要の増加など、多様化してきていることから、「とちぎ農業成長プラン」に基づき、本県の優位性を最大限に活用しながら、生産性の一層の向上と農業の高付加価値化に向けた施策を展開している。</p> <p>さらに、園芸作物については、引き続き首都圏を中心として全国展開も視野に入れ、農業団体等とも連携を図りながら、様々な需要動向に迅速に対応し、質の高い商品を供給できる産地づくりに取り組んでいく。</p> <p>○園芸産地総合戦略支援事業費 95,217</p> <p>○競争力強化生産総合対策費 140,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>17 新規就農者の確保並びに育成対策について</p> <p>国においては、平成24年度予算において、新規就農の増大を掲げ、新規就農総合支援事業（新規）136億円を計上し、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目指しているが、本県においても県全体での新規就農者確保対策の更なる充実を図ること。</p> <p>特に、昨年発生した東日本大震災の影響を受け、本県農作物は価格低迷など厳しい風評被害に見舞われていることから、新規就農者の経営安定に向けた施策を早急を実施すること。</p> <p>平成24年度予算においては、引き続き「意欲ある新規就農者の確保育成事業費」の質的な充実を図るとともに、新規就農者同士の交流の場を確保するなど情報交換や相談の場の確保を充実させること。</p> <p>また、地域営農組織、JA部会等との連携を図り、同一作物栽培農家のネットワーク確立により、新規就農者が着実に成長できる環境整備を行うこと。</p>	<p>新規就農を促進するためには、就農に関する様々な情報を収集・提供することが重要なことから、県農業振興公社や農業振興事務所において、就農情報の収集に努めるほか、地域での仲間づくりによる交流促進や、JA等が主体となったトレーナー制度による技術向上支援等を行っているところである。</p> <p>円滑な就農を促進するため、就農希望者に対する地域別、作物別、時期別の支援内容を明記した「地域就農プログラム」に基づき、研修、農地確保、施設・機械の導入などを各関係機関・団体等と一体となってきめ細かに支援していく。</p> <p>国の新たな給付金制度についても、こうした取組と併せて制度の周知に努め、一層の新規就農者の確保育成につなげていく。</p> <p>○新規就農総合支援事業費 313,784</p>

要 望 事 項	回 答
<p>18 耕作放棄地の解消対策について</p> <p>国においては、平成24年度予算において、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を計上し、耕作放棄地対策の充実を目指しているが、本県においても、こうした動向を踏まえ、より積極的な耕作放棄地再生対策を図ること。</p> <p>特に、単なる状況把握や注意啓発だけではなく、耕作放棄されている耕地の利用推進に向けた方策を産官学連携により研究を行い、例えば、新たな農作物の作付けにとどまらず、再生可能エネルギーのための利用研究や、地域における広域的利用の在り方を県民から提案していただくなど、具体的な方策について、部局横断的に企画立案し、予算化に向けた体制整備を図ること。そのためにも県民協働による地域が主体となったモデル事業等を実施し、具体的方策を進めるに当たっての、本県の耕作放棄地の解消に向けた計画を策定していくこと。</p> <p>19 地籍調査の推進について</p> <p>地籍調査は、土地に関するトラブルの防止、適正な課税、災害時の境界復元、公共事業の正確な計画と測量費用と時間の節約、多目的に利用できるデータベース化などが可能になり、多大な経済効果が期待できるため、引き続き、施策推進を図ること。</p>	<p>耕作放棄地については、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」等を活用して、耕作放棄地の解消や新作物の導入を図るなど、農地の有効活用に向けた取組を支援していく。</p> <p>なお、国において、再生可能エネルギー発電設備について、農地法等の手続きの簡素化などに関する法案提出の動きもあることから、その動向を注視していく。</p> <p>地籍調査事業は、固定資産の適正な課税や災害復旧など、土地に関連する行政の効率化・高度化に活用することができる重要な事業であることから、各市町村に対する説明会を実施するなど、事業の推進に向けた調整を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>20 社会資本整備と維持管理について</p> <p>本県の社会資本整備については「とちぎ未来開拓プログラム」の実施に象徴されるように、財政難の中での財源確保を余儀なくされている。したがって、同プログラムに基づく「選択と集中」の徹底や、これからの道路・交通分野の将来構想である「人にやさしい県土60分構想」等に基づいた取組が進められているが、引き続き安全・安心の確保を最優先に戦略性をより明確に示しながら事業の推進を図ること。</p> <p>特に、隣接する自治体間に跨る事業については物理的な連続性の確保を、さらに複数の事業が連動・連携可能な事業については、経費節減の観点は無論、時間的なロスを極小化し、最大限の効率性を追求するなど、合理的な事業の推進を図ること。</p> <p>これらのことから、社会資本整備事業の推進にあたっては、地域のニーズを的確に反映し、最大限の事業効率と効果を発揮させる理念であり、県内のそれぞれの地域における新しい連携のあり方として当方が従来から主張する「広域連携都市構想」の導入を進言する。</p> <p>また、社会資本の維持管理については、現状把握や補修工事等が施されているところであるが、先般の大地震や昨秋の台風15号をはじめ夏季のゲリラ豪雨等の異常気象による被害が頻発していることから、今後は防災・減災の観点からも、より厳格な状況把握や優先順位の確立と同時に、さらに現状復旧に止まらない効果的な対策が急務である。維持管理計画の恒常的な検証と新規整備計画との整合性を図りつつ、被害の予防や保全の観点から、スピーディーかつ弾力的な事業展開を図るための維持管理費の確保にも万全を期されたい。</p>	<p>東日本大震災により被災した公共土木施設については、補正予算等により復旧工事に取り組み、直接的な被害については、概ね復旧の目処が立ちつつある。</p> <p>公共事業については、平成24年度当初予算においても、「とちぎ未来開拓プログラム」に沿って必要額を確保し、本県経済の下支えと雇用確保に取り組んでいく。また、施設の長寿命化やライフサイクルコストを縮減する観点から、予防保全的な修繕を計画的に推進していく。</p> <p>また、多発する地震や豪雨災害から県民の尊い生命や貴重な財産を守るため、緊急輸送道路や避難所周辺の歩道の整備、河川の改修、土砂災害防止対策等を推進する。</p> <p>さらに、超過洪水対策など、被害を最小限に止める減災対策のための調査を実施するほか、平成24年度中に土砂災害警戒区域の指定を完了させる。</p> <p>今後とも、事業の投資効果や緊急性、優先順位等を見極め、地域の実情なども十分考慮した上で、真に必要な社会資本の整備に努めていく。</p> <p>○公共事業費（補助）（県土整備部） 35,694,373</p> <p>○県単公共事業費（県土整備部） 7,352,148</p> <p>○国道408号バイパス建設事業費（公共・再掲） (1,450,000)</p>

要 望 事 項	回 答
	<p>○国道400号下塩原バイパス建設事業費（公共・再掲） (830,000)</p> <p>○南摩ダム関連事業費（公共・一部再掲） 312,601 (99,500)</p> <p>○減災対策推進調査費 76,500</p> <p>○緊急防災・減災対策事業費 2,000,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>21 運輸事業振興助成交付金について</p> <p>運輸事業振興助成交付金に関して規定した「運輸事業の振興の助成に関する法律」については、平成23年度の通常国会で議員立法により成立し、同年9月30日に関係する政省令と併せて施行されたところである。法律の施行に際しては、総務大臣が各都道府県知事及び各都道府県議会議長あてに同法の趣旨の理解と適切な対応を求める通知を発している。</p> <p>国土交通省においては、各地方運輸局長に対し、各都道府県協会に交付金の活用における透明性や適切性を確保するための必要な助言や指導を行うよう通達するとともに、全日本トラック協会及び日本バス協会あて通知した。さらに、各地方運輸局長から各都道府県知事に対し、制度の経緯及び法制化の趣旨についての理解と適切な対応を求めるための要請を行っている。</p> <p>国土交通省としては、各都道府県の交付金の交付状況を注視しており、総務省と連携して法律の趣旨に則った交付が行われるよう適切に対応するとの見解であることから、本県においても、運輸事業振興助成交付金の交付にあたっては、全額交付並びに交付手続きには遺漏のないように対応されたい。</p>	<p>運輸事業振興助成交付金については、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、バス事業及びトラック事業の輸送力の確保、輸送サービスの改善、安全運行の確保を図ること等を目的として関係団体に交付しているところであり、「とちぎ未来開拓プログラム」を踏まえ、平成23年度と同様、継続することとした。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 2 高等特別支援学校の設置について</p> <p>過日、教育委員会より高等特別支援学校新設に関し、宇都宮工業高校旧敷地への整備計画案が示された。さらに、同敷地内への宇都宮市立一条中学校の移転も同時に予定され、全国でも初となる隣接設置の形態による事業展開の方向性も明らかにされたところである。教育委員会が現時点での隣接設置によるメリットを示しているが、レアケースであるが故に、両校の保護者や教職員、そして地元住民等に対しては、丁寧な説明が求められることに加え、本県としても高等特別支援学校の設置自体が初めての事業であることから、今事業のコンセプトの周知はもとより、何よりも今後の特別支援教育のあり方について本県の教育理念を広く県民に開示し、また将来を見据えても柔軟性を確保した継続的な対応を望みたい。</p> <p>さらに、今回の一連の動きの中で、事業計画案の公表に先立つ事前情報が極端に少なかったことから、今後の事業推進にあたっては以下の点に十分留意し、それぞれの対策を講じられたい。</p> <p>① 県立の高等特別支援学校と市立中学校を隣接設置することになるため、「共生社会の基盤づくり」と「連続性のある特別支援教育の実施」をメリットに掲げているが、他県では普通高校の中に高等特別支援学校又はその分校を併設するか、あるいは分教室を設置する形態をとっているが、何故今回このような形態になったのか、広く関係者の理解が十分に得られる説明が必要と思われることから、今後もその対策を講じること。</p> <p>② 定員が240名とあるが、現行の特別支援学校にも高等部は設置されていることから、地域性も含めた今後のニーズや就労支援との整合性、他地域における高等特別支援学校についての方針も明確に示されたい。特に、定員の適正規模やインクルージョンについて等、教育委員会には具体的な説明が求められるところである。今回の事業に止まらず、高等特別支援学校の将来的なビジョンについて、広く県民に周知できるよう継続的に取り組むこと。</p>	<p>① 学習指導・生徒指導の面や施設設備等の観点から、高等特別支援学校は、単独での設置が有効である。</p> <p>また、通学の利便性や就業体験の実施企業の確保等の観点等から県央地域にある宇都宮工業高等学校旧敷地を整備予定地とした。整備にあたって一条中学校と隣接設置とすることにより、「共生社会の基盤づくり」と「連続性のある特別支援教育の実施」などの教育効果も期待されることである。</p> <p>今後とも、周辺住民等に対する説明会を開催するなど関係者の理解が得られるよう努めていく。</p> <p>② 高等特別支援学校の規模については、県央地域に通学可能な生徒が約300人と想定されることや、生徒一人ひとりの個性や能力、障害の状況等に応じたきめ細かい指導を行う必要があることなどを考慮し、整備に当たっての基本的な考え方ははじめ、教育方針、整備方針などを盛り込んだ、高等特別支援学校整備基本計画(案)をとりまとめたところである。</p> <p>今後は、ホームページへの掲載等により、広く県民の理解を図るための取組を継続的に進めていく。</p> <p>○高等特別支援学校整備費 47,696</p>

要 望 事 項	回 答
<p>2 3 少人数学級支援事業について</p> <p>平成23年度の小学校第1学年の35人学級実現に引き続き、平成24年度には小学校第2学年も35人学級が実現される予定である。県教委においては、本県独自による中学校35人学級の実施に加え、小学校低学年への非常勤講師配置事業について、配置基準の弾力的な運用を図りながら、多様化する児童の個性と集団生活への指導、学習環境の充実のため、引き続き実施されたい。</p> <p>2 4 警察行政サービスの向上について</p> <p>「運転免許証更新窓口」については、各警察署と運転免許センターでの取扱いとなっているが、平日は午後4時半で受付終了となり、土日祝祭日は取扱いが行われていない。</p> <p>「車社会」である栃木県での運転免許保有者数・自動車保有台数は多く、更には県民の就労形態も多様化している。警察も行政サービス提供機関であることを踏まえ、「窓口サービス」の向上を図る必要がある。</p> <p>よって、「運転免許証更新窓口の増加」と「更新受付時間の延長及び受付日の拡大」を実施されたい。</p>	<p>基本的な生活習慣が身につけていない児童や、集団生活に不適応を起こす児童が増加傾向にあり、児童一人の行動により授業が成立しない状況が生じていることから、複数教員によるきめ細かな指導が可能となるよう引き続き必要度の高い学級に非常勤講師を配置していく。</p> <p>また、特別支援学級においては、障害のある児童生徒の増加とともに、障害の多様化の傾向も認められる。</p> <p>これらを踏まえ、平成24年度は、小中学校非常勤講師の配置を120人から210人に増員し、指導の充実を図っていく。</p> <p>○小学校第2学年35人学級導入費 325,486</p> <p>○学校指導力強化対策事業費 1,991,594</p> <p>運転免許証の更新窓口については、適性検査機材、免許作成機材の整備及び複数の専任職員の配置等が必要なため、運転免許センター及び県内19警察署に限って設置している。</p> <p>また、受付終了後に更新時講習を実施する必要があることから、講習時間を勘案して受付終了時間を設定している。</p> <p>土日祝祭日については、警察庁の運転者管理システムが作動している日曜日のみ全国の運転免許センターにおいて業務を行っているが、土曜日と祝祭日は全国的に実施していない状況である。</p> <p>今後とも、国の動向を踏まえつつ、適切な運転免許事務の運用に努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>25 取調べの可視化について</p> <p>現在、国において取調べの可視化に向けた検討が行われており、本県でも試行的に取調べの一部録音・録画が実施されている。</p> <p>本格実施に向け、試行的取組に積極的に対応するとともに、必要な資器材の充実に努められたい。</p> <p>26 交通安全施設の整備・充実と高齢者の交通事故抑止対策について</p> <p>本県の交通事故発生状況は、これまでの抑止対策の取組から、発生件数・負傷者数は、減少しているものの、人口10万人あたりの死者数は未だ全国ワースト上位にあり、特に死者数の約半数は高齢者が占めている。</p> <p>交通事故対策として、高輝度道路標識・標示や信号機の設置も講じてきたが、危険箇所対策としての整備は十分ではなく、併せて死者数の多くを占める高齢者を守る県民運動の推進も図っていく必要がある。</p> <p>そこで、継続した交通安全施設の整備・充実と交通マナーを向上させる取組を推進するとともに、交通警察行政に携わる職員の増員を図る必要がある。</p> <p>また、県民自らが日頃から交通安全運動推進に参画するための機会として、既存の「自主防犯団体」や「交通関係団体」などの組織拡大・協力要請を行い、ボランティア団体が交通安全運動の期間中に限らず、年間を通じ活動を展開できる体制作りを全国に先駆けて構築されたい。</p>	<p>取調べの一部録音・録画については、平成21年4月から全国警察で試行を開始し、本県では、本年1月までに28件実施している。</p> <p>また、取調べの可視化については、現在、政府において、国家公安委員会委員長主催の「捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会」を設置し検討を重ねているほか、法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」においても、時代に即した新たな刑事司法制度の在り方の審議が開始されている。</p> <p>国における検討・審議状況やその結果を踏まえて、引き続き適切に対応していく。</p> <p>交通事故死者数の更なる減少を図り、人口10万人当たりの交通事故死者数の全国ワースト上位からの脱却に向けて、通学路や交通危険箇所の交通安全対策に取り組むほか、高輝度道路標識・標示等を始めとする交通安全施設の計画的な整備を図っていく。</p> <p>また、交通マナーの向上については、「高齢者に優しい3S運動」及び「高齢者交通安全誓いのキャンペーン」を2本柱とした県民運動をより一層推進し、市町村・関係機関団体と連携した交通死亡事故抑止対策を強力に展開していく。</p> <p>引き続き、市町村・関係機関団体と連携しながら、交通事故抑止対策をより一層推進し、安全で快適な交通社会を実現していく。</p> <p>○交通安全施設整備費 1,370,007</p> <p>○交通安全施設防災緊急対策事業費 200,000</p>